（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第百一条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十九条第七項又は第八項の規定によりされた協議は、前条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十九条第七項又は第八項の規定によりされた協議とみなす。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第百二条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項ただし書中「場合」の下に「又は第十六号に掲げる協議にあっては農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合」を加え、同項第十五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第十三条第八項第五号において同じ。）」に改め、同項第十六号中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（第十三条第八項第六号において単に「都道府県機構」という。）」に改める。

第十三条第八項に次のただし書を加える。

ただし、第六号に掲げる事項にあっては、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合における同号に定める者への協議については、この限りでない。

第十三条第八項第五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項第六号中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三条　施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第十三条第七項又は第八項の規定によりされた協議は、前条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律第十三条第七項又は第八項の規定によりされた協議とみなす。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第百四条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第一号中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、同条第十一項第一号中「都道府県農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第十三項において同じ。）」に改め、同項の次に次の二項を加える。

12　農業委員会は、前項（第一号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により意見を述べようとするとき（前項の協議に係る同号に掲げる行為が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

13　前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第八条第四項中「第十三項」を「第十五項」に改める。

第二十四条第四号及び第五号中「第七条第十三項」を「第七条第十五項」に改める。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五条　施行日前に前条の規定による改正前の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この条において「旧農林漁業再生可能エネルギー法」という。）第七条第十一項（第一号に係る部分に限る。）（旧農林漁業再生可能エネルギー法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この条において「新農林漁業再生可能エネルギー法」という。）第七条第十一項（第一号に係る部分に限る。）（新農林漁業再生可能エネルギー法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

（農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正）

第百六条　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第三号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ただし書中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一条の五十第一項第一号」に改め、同項第四号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ロ中「役員」を「業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）」に改める。

第二十四条中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十四条第一項に規定する機構」に改める。

（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百七条　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「第二条の規定による改正後の」及び「（附則第六条第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。）」を削り、「同項第二号ヘ」を「同項第二号ト」に改め、同条第四項中「附則第十四条の規定による改正後の」を削り、「第七十二条の十第一項」を「第七十二条の十三第一項」に改める。

附則第六条第一項中「新農地法」を「第二条の規定による改正後の農地法（次項及び第三項において「新農地法」という。）」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第百八条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十八条及び」を削る。

第十一条第一項中「、第十八条第四項第一号」を削る。

第十八条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条に見出しとして「（農地法等の特例）」を付し、同条第一項中「（農地等」を「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地（以下この項において「農地等」という。）」に、「の農地法」を「の同法」に改め、同条第六項中「指定都市」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）」に改める。

別表の六の項中「農業法人経営多角化等促進事業」を「削除」に改める。